

会 員 規 定

(目的)

第1条 この規定は、定款第37条第3項及び第39条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類及び資格)

第2条 会員の種類は、正会員、登録会員、認定会員、一般会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、商業スポーツ施設インストラクター3級以上又は地域指導員3級以上の資格を有する登録会員若しくは本法人の目的を達成するためにふさわしい技能、知識、経験、人格を有するものとして資格委員会が認定した者とする。
- 3 登録会員は、商業インストラクター又は地域指導員の資格を有する者とする。
- 4 認定会員は、プロ・ダンスインストラクター又は公益社団法人全日本ダンス協会連合会その他の団体が認定したダンス教授者の資格を有する者とする。
- 5 一般会員は、本法人の趣旨、事業に賛同する個人又は法人とする。
- 6 本法人に貢献のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦した者を名誉会員とすることができる。

(会員の資格の取得)

第3条 会員となるべき資格を有する者が次条に定めるところにより入会の申込をした後、それぞれの会員名簿に登載されたときに、会員となる。

- 2 正会員は、原則として住所地又は勤務地若しくは活動拠点の所在地を管轄する広域団体及び都府県団体の会員となる。

(入会手続)

第4条 正会員、登録会員又は認定会員として本法人に入会を希望する者は、次項以下の規定により、会長に入会を申請するものとする。

- 2 正会員に入会しようとする者は、住所地又は勤務地若しくは活動拠点の所在地を所管する都道府県団体に入会申込書を提出するものとする。(申請書を受け付けた加盟団体は遅滞なく本部に回付しなければならない。)
- 3 正会員以外の会員の入会手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(会員の権利及び義務)

第5条 正会員は、広域団体及び都府県団体の会員として、本法人の定款その他の規定に定める事項、並びに広域団体及び都府県団体の規約に定める事項に関し、権利を有し、義務を負う。

- 2 会員は、理事会の許可なしに本法人又は本法人の加盟団体と目的、事業が競合する団体を組織し、又はこれらの団体の役員となることはできない。

(入会金及び会費)

第6条 入会金は、次の各号のとおりとする。ただし、登録会員及び認定会員について、当初の入会金は免除する。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 正会員 | 50,000円 |
| (2) 登録会員 | 20,000円 |
| (3) 認定会員 | 10,000円 |

- (4) 一般会員 別に定める。
- 2 会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 年20,000円
 - (2) 登録会員 年12,000円
 - (3) 認定会員 年 1,000円
 - (4) 一般会員 別に定める。

(入会金及び会費の用途)

第7条 前条第1項の入会金及び同条第2項の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(休会)

第8条 会員が1年以上海外留学、若しくは6月以上の病気、療養その他やむを得ない事由があるときは、会長に休会を申請することができる。

- 2 会員が前項の申請をするときは、これを証する書類を添えて申請するものとする。
- 3 休会の期間は、1年を限度とする。ただし、再申請をすることができる。
- 4 会員が前項の再申請を行わないまま3年を経過したときは、会員資格を失う。

(退会)

第9条 会員が次の各号の1に該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員となるべき資格を失ったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 休会期間を経過した後3年を経過したとき

(除名)

第10条 会員が本法人の名誉を毀損し、又は法令若しくは本法人の諸規定に違反するなどして、本法人の会員としてふさわしくないと認めるときは、別に定める懲戒手続に従い、除名することができる。

(復会)

第11条 第9条第3号の規定により退会したとみなされた者が、2年分の会費相当額及び入会金を支払うことにより復会を申請したときは、資格委員会は復会を承認することができる。

- 2 前項の場合を除き、退会した会員が再入会する場合には、第6条第1項各号の入会金を支払うものとする。

(審査員資格)

第12条 本法人が主催し、又は公認・認定する競技会の審査員となるべき者の資格の認定及び審査員の任命等に関しては、次項に定めることのほか理事会の議決を経て別に定める。

- 2 審査員となるべき者は、正会員でなければならない。

(補則)

第13条 この規定に定めることのほか、会員に関し必要な事項及びこの規定の実施に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

1. この規定は、平成26年4月1日（公益法人登記の日）から施行する。
2. この規定は、平成26年11月17日（第3条、第4条第9条改正）から施行する。